議案第31号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

国 保 医 療 課

地方税法に基づき同法施行令で定める国民健康保険税の基礎課税額等の限度額が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【趣 旨】 国民健康保険税条例に定める賦課限度額は、地方税法により地方税法施行令に定める 金額を上限として定めることとされている。

平成23年3月30日付け地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の賦課限度額の上限について基礎課税額が50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額が13万円から14万円に、介護納付金課税額が10万円から12万円にそれぞれ引き上げられた。

このため、現行の三田市国民健康保険税条例で規定している賦課限度額についても法令改正後の内容となるよう改正を行う。

【関係法令】 地方税法第703条の4 第12項、第21項地方税法施行令第56条の88の2 第1項、第2項

【改正内容】 ●国民健康保険税の賦課限度額の変更(第2条、第21条関係)

## 【現行】

基礎課税額 500,000 円 後期高齢者支援金等課税額 130,000 円 介護納付金課税額 100,000 円

## 【改正案】

基礎課税額 510,000 円 後期高齢者支援金等課税額 140,000 円 介護納付金課税額 120,000 円

【施行期日】 平成24年4月1日

【経過措置】 改正後の三田市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国保税について適用し、平成23年度までの国保税については、なお従前の例による。